【住友商事グループ団体扱い自動車保険のご契約形態について】

ご契約形態	住商グループ団体扱契約
保険期間	１年～３年（満期ごとに更新手続きが必要となります）
保険料お支払方法	月払・給与控除　（ご退職者は口座振替）／　保険開始月の２ヵ月後から引去り開始

団体扱契約でご契約される場合、保険契約者および記名被保険者につき一定条件がございます。

保険契約者 （保険料を支払う方）	**①　住友商事グループ役職員** **②　住友商事グループの退職者　（※定年退職・自己都合退職問わず対象）**
記名被保険者 （主にお車をご使用の方）	**①　保険契約者ご本人** **②　保険契約者の配偶者** **③　「保険契約者またはその配偶者」の同居のご親族** **④　「保険契約者またはその配偶者」の別居の扶養親族**
ご契約のお車の所有者	**①　保険契約者ご本人** **②　保険契約者の配偶者** **③　「保険契約者またはその配偶者」の同居のご親族** **④　「保険契約者またはその配偶者」の別居の扶養親族**

※「同居」について

・同一家屋に居住していることをいい、生計が同一かどうかや扶養の有無は問いません。

・マンション等で各戸室の区分が明確な場合は別居となります。

・同一敷地内であっても、別家屋の居住は生計が同一かどうかを問わず別居となります。

※「親族」について

・「6 親等内の血族」、「配偶者（内縁を含みます）」及び「３親等内の姻族」をいいます。

【ご注意】

保険期間の途中で保険契約者・記名被保険者およびご契約のお車の所有者のいずれかが上記の条件に　合致しなくなった場合（以下のような場合）は、団体扱契約としてはお引受できません。
団体扱のメリットを享受することができず、一般契約への変更が必要となります。
事態発生後速やかにご連絡ください。

・同居のお子様を記名被保険者としていたが、就職して別居となった。
・学生として下宿中のお子様を記名被保険者としていたが、下宿先に居住のまま就職されたため扶養親族でなくなった。

※一部の例外を除き、保険契約者・記名被保険者およびご契約のお車の所有者に変更が無い場合は、保険契約の満期まで団体扱にてご継続頂けます。